

資格・総合

2023年(令和5年)7月4日号

第3種郵便物認可

新 住 宅 幸



服部順一氏

2023年のゴールデンウィークの最中、震度6強を記録した能登地震が発生しました。建物に関する様々な危険の中でも、最も気付けなければならないものの一つに、地震によって外壁タイルが剥がれて落ちてしまつた。老朽化による剥離の可能性

については定期的な外壁全面打診調査を実施する必要性があり、これによって被害を未然に防ぐことができます。

全面打診調査

外壁剥離の可能性

ADR(裁判外紛争解決)といつ概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ 자체が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声をご紹介します。

【調停人候補者】

服部順一氏

NPO日本住宅性能検査協会 業務執行常任理事

①工事内容に関するトラブル
②仕上がり後のトラブル
③入居者

居住者の方も不動産管理を任せている事業者の方も、外壁のことなど、何でも私たちにご相談いただけたら幸いです。

早めの対処を

なっていません。ちなみに、これが実施していない場合は罰則の対象となったり、行政指導が入ることもあります。この調査は「安全面」のみならず「資産価値保全」という面では、物件の安全性に加えて外観の維持という目的があり、更に言えば外壁全面打診調査を実施すること自体に「資産価値保全効果がある」と言えます。

や近隣住民とのトラブル、契約に觸れるトラブル、に分類することができます。①に分類しては「入居者の自転車等の所有物への塗料の飛び散り」や「塗装工事の遅延による機会損失」等があります。また、②に関しては「剥がれています。資産価値保全」という面では、物件の安全や色あせ」や「塗りムラや塗り忘れ」、「サビの発生」等があります。この①と②については、入居率に直結してしまったトラブルであるといえるでしょう。

資産価値保全で言えば、特

に賃貸マンションでは外壁塗装が重要になつてきました。なぜならば、入居者満足度や入居率にも影響する重要な物件メ

私が今までに勧めさせていたいいるマンション外壁全面打診調査ですが、この実施は、タイルが一つでも剥がれいたら、「サビの発生」等が良いと思います。といいます

建築基準法第12条の改正により、①特定建築物定期調査の部分打診、目視等により異常が認められたもの、②竣工後10年を越えるもの、③外壁塗装に関するトラブルは、落とにより歩行者に危害を加えるおそれのある部分の全面打診等を実施した後10年を越改修後10年を越えるもの、④当するビルやマンションは、外壁全面打診調査の対象と

たいたいいるマンション外壁全面打診調査ですが、この実施は、タイルが一つでも剥がれたら、「サビの発生」等が良いと思います。といいます場合、本来は事業者の過失がござを実施してしまい、剥がれたタイルを補修してしまったのも、もし大規模修繕工事な